

寄居町告示第2号

寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

城南小学校建設工事（建築工事）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和8年1月7日

寄居町長 峯岸 克明

記

1 入札対象工事				
(1) 工事名	城南小学校建設工事（建築工事）			
(2) 工事場所	寄居町大字鉢形2222番地 町立城南中学校敷地内			
(3) 工事期間	契約締結日から令和9年9月30日まで			
(4) 設計金額	落札者決定後に公表する。			
(5) 工事概要	建築工事一式（延べ床面積：2,873 m ² ） ・城南小学校建設 一式 ・中学校校舎接続工事 一式 ・外構工事 一式 ・昇降機設備 一式			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	建築工事業	工事分類名	建築一式工事
(7) その他	本工事は、国又は地方公共団体との請負契約による施工実績を認める工事である。 なお、請負契約による施工実績については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。 (ア) 契約書の写し (イ) 工事概要又は施工数量がわかる図書（契約書に記載があれば不要） (ウ) 工事の履行が確認できる資料（施工証明書、請負代金の入金を証明するもの等）			
2 落札者の決定方法	本件入札は、寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。			
3 入札手続きの方法	本件入札は、寄居町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。			
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。（データ容量が大			

	きい場合の設計図書等は寄居町ホームページに添付することがある、この場合は別紙で案内する。)
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>令和8年1月8日（木） 午前9時00分から 令和8年1月29日（木） 午後4時00分まで</p> <p>入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。ただし、入札参加資格確認は開札後に事後審査で行うため、添付書類は不要である）。</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体による参加希望の場合の電子システムによる手続きは、代表構成員となる者が利用者登録済みの電子証明書を使用して参加申請を行うものとし、代表構成員以外の構成員は参加申請手続きは行わないこと。</p> <p>（注意）「競争参加資格確認申請書」画面では「特定JV参加」欄にチェックを入れ、「企業体名称」に特定建設工事共同企業体の名称を入力すること。</p>
6 特定建設工事共同企業体協定書等の提出	入札後、落札候補者通知書により通知のあった落札候補者が特定建設工事共同企業体であった場合、一般競争入札参加資格確認資料（様式第7号）とともに、特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）及び委任状（様式第2号）を一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第5号（特定建設工事共同企業体用））に添えて落札候補者通知書に記載する提出期限までに、持参により提出すること。
7 設計図書等に関する質問	<p>令和8年1月27日（火） 午後4時00分まで</p> <p>設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す提出期限までに、質問書を所定の様式により電子入札システムにより提出すること。</p> <p>質問書の題名、質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。</p>
8 質問に対する回答	<p>令和8年1月29日（木）</p> <p>質問に対する回答は、上に示す日までに電子入札システム上で掲示する。</p> <p>入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p> <p>また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>
9 入札書提出期間	<p>(1)提出方法</p> <p>入札書の提出期間に有効な寄居町建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。</p> <p>ただし、寄居町公共工事等電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得た者はこの限りでない。</p> <p>(2)提出期間</p> <p>令和8年2月2日（月） 午前9時00分から 令和8年2月3日（火） 午後4時00分まで</p>
10 開札日時	令和8年2月4日（水） 午前10時00分
11 入札に参加できる者の形態	<p>単体企業又は2者による特定建設工事共同企業体とする。</p> <p>ア. 共同企業体は制限付き自主結成とし、構成員の数は2社とする。</p> <p>イ. この入札において、複数の共同企業体の構成員となることができない。</p>

		ウ. 共同企業体の構成員の出資比率は30%以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大とする。 エ. 単体企業として本工事の入札参加申込みをしたものは、特定建設工事共同企業体の代表構成員又はその他の構成員として本工事の入札参加申込みをすることができない。
12 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 建設業の許可		建築工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す業種の特定建設業の許可を受けている者であること。
(2) 資格者名簿への登載		令和7・8年度寄居町建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「(1) 建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」(2)ただし書きに該当する者にあっては、寄居町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
(3) 所在地		単体企業又は特定建設工事共同企業体
(4) 格付	業種	建築工事業
	所在地 及び格付	熊谷県土整備事務所、本庄県土整備事務所、秩父県土整備事務所、東松山県土整備事務所、行田県土整備事務所管内に本店を置く者で、A級かつ建築一式工事の資格審査数値900点以上の者 熊谷県土整備事務所、本庄県土整備事務所、秩父県土整備事務所、東松山県土整備事務所、行田県土整備事務所管内に契約権限を持つ支店又は営業所等を置く者で、A級かつ建築一式工事の資格審査数値1,000点以上の者 熊谷県土整備事務所、本庄県土整備事務所、秩父県土整備事務所、東松山県土整備事務所、行田県土整備事務所管内に本店を置く者以外の県内に本店を置く者で、A級かつ建築一式工事の資格審査数値1,000点以上の者 (格付及び資格審査数値は競争入札参加者資格審査結果通知書を確認のこと。)
	構成員	
	業種	建築工事業
	所在地 及び格付	寄居町内に本店を置く者で、A級又はB級の者 寄居町外の熊谷県土整備事務所管内に本店を置く者で、A級の者 (格付及び資格審査数値は競争入札参加者資格審査結果通知書を確認のこと。)
(5) 施工実績		国又は地方公共団体（一部事務組合含む）との請負契約 単体企業及び特定建設工事共同企業体の代表構成員については、契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日からこの工事の公告の日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人含む。）又は地方公共団体との請負契約により、1回の契約金額4億円以上の建築一式工事の元請けとしての完成実績を1件以上有すること。なお、共同企業体による施工実績にあっては、代表構成員としての実績を有する者に限る。
(6) 配置予定の技術者	資格	単体及び代表構成員 建設業法に規定された資格
		その他構成員 建設業法に規定された資格
	経験	単体及び代表構成員 建築工事施工実績を有すること

	<table border="1"> <tr> <td>その他構成員</td><td>—</td></tr> </table> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>(2) 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>(3) 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>(4) 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>(5) 本工事は「寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。（共同企業体により施工する工事は兼務を認めない工事となる。）</p>	その他構成員	—
その他構成員	—		
(7) 現場代理人	本工事は「兼務を認めない工事」とする。		
(8) その他の参加資格	<p>(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>(3) 建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記(2)ただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。</p> <p>(4) 公告日から落札決定までの期間に、寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年寄居町告示第188号。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 公告日から落札決定までの期間に、寄居町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年寄居町告示第189号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p>		
13 最低制限価格	設定する。（寄居町建設工事等最低制限価格制度実施要領に基づき設定）なお、有価売却費がある場合の取扱いについては、埼玉県の「建設工事の積算に有価売却費がある場合の最低制限価格の取扱い」を準用するものとする。		
14 入札保証金	契約規則第7条の規定により免除とする。		
15 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に寄居町を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は免除する。</p> <p>(2) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契</p>		

	約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
16 支払条件	
(1) 前金払	する。(その額は会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)
(2) 中間前金払	する。(中間前払いを選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。) ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。
(3) 部分払	する。(年度終了時の部分払い検査によるものに限る。)
(4) 各会計年度の支払限度額	令和7年度 請負代金額の概ね0% 令和8年度 請負代金額の概ね60% 令和9年度 請負代金額の概ね40% 表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。
17 現場説明会	開催しない。
18 契約の時期	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年寄居町条例第227号)第2条の規定により町議会の議決を要する契約については、建設工事請負仮契約を取り交わし、町議会の議決後に本契約を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱による入札参加停止措置を受けたものは、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)。
19 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	(1) 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 (2) 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の <u>100分の10</u> に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>110分の100</u> に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	(1) 入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 (2) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	(1) 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 (3) 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	寄居町公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

	<p>(2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないと、当該落札候補者のした入札</p> <p>(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</p> <p>(4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札</p> <p>(5) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>(6) 不備な入札金額見積り内訳書を提出した者がした入札</p> <p>(7) 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>(8) 虚偽の一般競争参加資格等確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>(9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札</p> <p>(10) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>ア 入札者の押印のないもの</p> <p>イ 入札金額を訂正したもの</p> <p>ウ 入札金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p> <p>エ 押印された印影が明らかでないもの</p> <p>オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をしたもの</p> <p>(11) その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
20 その他	<p>(1) 寄居町競争入札参加者心得を熟知の上、寄居町公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>
21 この公告に関する問い合わせ先	寄居町役場 企画財政課 管財契約班 電話 048-581-2121 内線322